

災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書

小田原市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小田原市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ、その他乙が取扱い可能な物資）とするものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、調達する物資名、数量、引渡場所等について記載した物資供給要請書（様式第1号）により、乙に対して要請手続きを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、後日、物資供給要請書を提出するものとする。

（供給の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに物資の優先供給を行うものとする。

（引渡し等）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬及び設置は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（報告及び承認）

第6条 乙は、甲から要請を受けた物資の供給が完了したときは、実施状況を物資供給完了報告書（様式2号）により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（費用の負担等）

第7条 物資の供給及び運搬等に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 物資の供給に要した費用は、乙が第6条に規定する完了報告について甲の承認を得た後、乙は甲に対して支払い請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の終了を意思表示がないときは1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じたとき、及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年9月15日

甲 神奈川県小田原市荻窪300番地
小田原市
小田原市長 守屋輝彦

乙 千葉県柏市新十余二5番地
三協フロンテア株式会社
代表取締役社長 長妻貴嗣

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

三協フロンテア株式会社 様

小田原市長

物資供給要請書

災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

物資名 (種類・性能等)	数 量	引渡場所		備 考
		名 称	住 所	

その他必要事項

--

担当： _____

電話： _____

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

小田原市長 様

三協フロンテア株式会社

物資供給完了報告書

災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定に基づき、次のとおり物資の供給が完了しましたので報告します。

物資名 (種類・性能等)	数量	引渡場所		備考
		名称	住所	

その他報告事項

--

担当： _____

電話： _____